

三重地区ほか7地区土砂災害ハザードマップ作成業務委託 仕様書

1. 目的

本業務は、土砂災害警戒区域の指定に基づき、四日市市防災マップを基に、四日市市土砂災害ハザードマップ（地区別）の更新を行うものである。

2. 履行期間

契約締結日から 令和 3年 3月15日まで

3. 貸与資料

本業務の実施に当たって、発注者は受託者に対して、次の資料を貸与する。

- ・四日市市都市計画基本図（縮尺 1/2500、1/10000） 一式（shape 形式、DXF 形式）
- ・M-GIS 土砂災害データ 一式（shape 形式、DXF 形式）
- ・四日市市防災マップ及び土砂災害ハザードマップデータ 一式（ai 形式）

なお、ai 形式はアウトライン化してあるため、テキスト編集は再入力が必要

4. 業務内容

（1）防災情報面の作成

現在の四日市市土砂災害ハザードマップの防災情報面を基に、土砂災害に関する情報を、必要に応じて修正を行う。

なお、現在の四日市市土砂災害ハザードマップの防災情報面とは、平成 31 年度に更新を行った、水沢地区及び河原田地区の防災情報面のことをいう。

（2）地図面の作成

発注者より貸与される土砂災害警戒区域等の情報について、三重地区、県地区、神前地区、常磐地区、保々地区、羽津地区、小山田地区及び大矢知地区の地図面の更新を行う。

掲載する情報は、次の内容を基本とする。

- ・土砂災害警戒区域と土砂災害特別警戒区域の情報
- ・指定避難所、緊急避難所、二次避難所、指定避難地、緊急避難地
- ・病院等本業務に必要と考えられる公共・公益施設

（3）打合せ

打合せは、業務着手時、中間時、完了時の 3 回行うことを基本とする。

5. 成果品

本業務の成果品は、次のとおりとする。

- （1）四日市市土砂災害ハザードマップ（三重地区ほか7地区） 1部（A2サイズ、両面カラー）
- （2）上記電子データ 一式（ai形式、PDF形式等）
- （3）その他 一式

6. 支払方法

完了払いとする。

7. 個人情報の取り扱いに関する事項

この契約による業務を行うに当たり個人情報（特定個人情報（個人番号をその内容に含む個人情報をいう。）を含む。）を取り扱う場合においては、別に定める「個人情報取扱注意事項」を遵守すること。

8. 暴力団等不当介入に関する事項

（1）契約の解除

四日市市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱（平成20年四日市市告示第28号）第3条又は第4条の規定により、四日市市建設工事等入札参加資格停止基準に基づく入札参加資格停止措置を受けたときは、契約を解除することがある。

（2）暴力団等による不当介入を受けたときの義務

- ① 不当介入には、断固拒否するとともに、速やかに警察へ通報並びに業務発注所属へ報告し、警察への捜査協力を行うこと。
- ② 契約の履行において、不当介入を受けたことにより、業務遂行に支障が生じたり、納期等に遅れが生じるおそれがあるときには、業務発注所属と協議を行うこと。
- ③ ①②の義務を怠ったときは、四日市市建設工事等入札参加資格停止基準に基づく入札参加資格停止等の措置を講ずる。

9. 障害者差別解消に関する事項

（1）対応要領に沿った対応

- ① この契約による事務・事業の実施（以下「本業務」という。）の委託を受けた者（以下「受託者」という。）は、本業務を履行するに当たり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号。以下「法」という。）に定めるもののほか、障害を理由とする差別の解消の推進に関する四日市市職員対応要領（平成29年2月28日策定。以下「対応要領」という。）に準じて、「障害を理由とする不当な差別的取扱いの禁止」及び「社会的障壁の除去のための合理的な配慮の提供」等、障害者に対する適切な対応を行うものとする。
- ② ①に規定する適切な対応を行うに当たっては、対応要領に示されている障害種別の特性について十分に留意するものとする。

（2）対応指針に沿った対応

上記1に定めるもののほか、受託者は、本業務を履行するに当たり、本業務に係る対応指針（法第11条の規定により主務大臣が定める指針をいう。）に則り、障害者に対して適切な対応を行うよう努めなければならない。